○環境省告示第六十九号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三条第一項の規定に基づき、鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針（平成二十八年環境省告示第百号）の一部を次のとおり変更したので、同条第四項の規定により公表する。

平成二十九年九月二十一日　環境大臣　中川　雅治

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるものの、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後	改正前
Ⅰ　鳥獣保護管理事業の実施に関する基本的事項 第一～第三　（略） 第四　鳥獣の特性に応じた鳥獣保護管理事業の実施 1　（略） 2　鳥獣の特性に応じた保護及び管理の考え方 ⑴　（略） ⑵　保護について特に配慮が必要な鳥獣 半島、離島等の地理的条件等により生息分布が隔離している鳥獣であって生息数が少ない又は減少しているものについては、都道府県による第一種特定鳥獣保護計画の作成及び実施により、きめ細かな保護に努める。 オオタカについては、これまで種の保存法による捕獲等の規制に加え、飼養・流通についても学術研究等に限定する等の制限により保護を図ってきた。個体数の回復に伴い、オオタカを種の保存法の国内希少野生動植物種から解除することとなったが、海外産のオオタカの流通動向等から高い市場価値が認められる種であると考えられるため、オオタカの違法捕獲等の助長を防止する措置を講ずることにより、継続的な保護及び管理に努める。 ⑶・⑷　（略） 第五・第六　（略）	Ⅰ　鳥獣保護管理事業の実施に関する基本的事項 第一～第三　（略） 第四　鳥獣の特性に応じた鳥獣保護管理事業の実施 1　（略） 2　鳥獣の特性に応じた保護及び管理の考え方 ⑴　（略） ⑵　保護について特に配慮が必要な鳥獣 半島、離島等の地理的条件等により生息分布が隔離している鳥獣であって生息数が少ない又は減少しているものについては、都道府県による第一種特定鳥獣保護計画の作成及び実施により、きめ細かな保護に努める。 （新規） ⑶・⑷　（略） 第五・第六　（略）

Ⅲ　鳥獣保護管理事業計画の作成に関する事項

第一～第三　（略）

第四　（略）

1　（略）

⑴～⑶　（略）

⑷　保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可の考え方

地域における生息数が少ない等保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可は特に慎重に取り扱う。

種の保存法の国内希少野生動植物種から解除されたオオタカについては、原則、鳥獣の管理を目的とする捕獲を認めない。ただし、被害防除対策を講じても被害が顕著であり、被害を与える個体が特定されている場合には、捕獲を認めることとする。なお、捕獲後、その個体を飼養する場合には、一般流通による密猟の助長を防止する観点から、当面の間、公的機関による飼養を前提とする場合に限り、捕獲を認めることとする。

⑸　（略）

2～3－3　（略）

3－4　販売禁止鳥獣等の販売許可

⑴　許可の考え方

販売禁止鳥獣等の販売許可に当たっては、以下のア及びイのいずれにも該当する場合に許可する。

ア　販売の目的が法第24条第1項又は規則第23条に規定する目的に適合すること。

イ　捕獲した個体若しくはその加工品又は採取した卵が販売されることによって違法捕獲又は捕獲物の不適切な処理が増加し個体数の急速な減少を招く等、その保護に重大な支障を及ぼすおそれのあるものでないこと。

Ⅲ　鳥獣保護管理事業計画の作成に関する事項

第一～第三　（略）

第四　（略）

1　（略）

⑴～⑶　（略）

⑷　保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可の考え方

地域における生息数が少ない等保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可は特に慎重に取り扱う。

（新規）

⑸　（略）

2～3－3　（略）

3－4　販売禁止鳥獣等の販売許可

⑴　許可の考え方

販売禁止鳥獣等の販売許可に当たっては、以下のア及びイのいずれにも該当する場合に許可する。

ア　販売の目的が規則第23条に規定する目的に適合すること。

イ　捕獲したヤマドリの食品用としての販売等、販売されることによって違法捕獲又は捕獲物の不適切な処理が増加し個体数の急速な減少を招く等、その保護に重大な支障を及ぼすおそれのあるものでないこと。